

困ったら
一人で悩まないで

行政相談を行います

■行政と皆さんをつなぐパイプ役

行政相談委員は、皆さんから年金、税金、登記、道路、河川、窓口サービスなど、国や地方業務の苦情・要望・意見をお聞きして、改善を図ります。

■相談は無料で、秘密を守ります

相談会場はもちろん、電話や手紙などでも相談を受け付けます。お気軽に行政相談委員にお申し出ください。



行政相談委員 松本 俊哉さん
朝日4丁目 ☎ 72-4868

行政相談委員とは・・・

総務大臣から委嘱を受けた民間有識者で、住民の相談相手として、国の仕事に関する苦情や要望を受け付け、その解決を図る行政相談業務を行います。

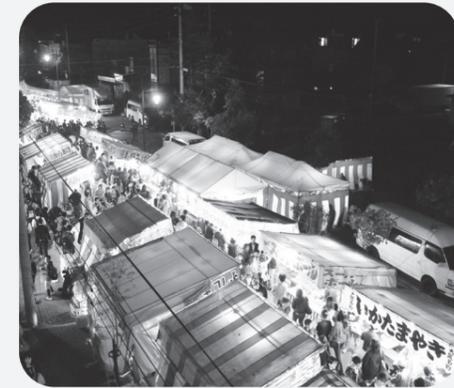
【問い合わせ】

町総務課広報・防災・情報グループ ☎ 73-7501

令和3年度 行政相談日程

【松本相談委員】

月日	時間	場所
9月14日(火)	10:00 ~ 12:00	総合福祉センター 「しゃるる」2階 研修室B
10月24日(火)		南部公民館 1階 研修室
11月9日(火)		総合福祉センター 「しゃるる」2階 研修室B
1月11日(火)		総合福祉センター 「しゃるる」2階 研修室B
3月8日(火)		総合福祉センター 「しゃるる」2階 研修室B



「栗山秋まつり」 開催中止のお知らせ

例年300店を超える露店が集う町内最大のイベント「栗山秋まつり」は、令和3年9月24日(金)から26日(日)に開催を予定していましたが、しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大収束の見通しが立たない状況で、多くの町外参加者が集まるイベントであることを踏まえ、去る8月19日の栗山秋まつり実行委員会において、**開催を中止することが決定されました**のお知らせします。

なお、栗山天満宮例大祭(神事)は、一部の行事を変更して執り行われる予定です。詳しくは栗山天満宮へお問い合わせください。

【問い合わせ】

○栗山秋まつり実行委員会事務局
(町ブランド推進課内)
☎ 76 7787
○栗山天満宮
☎ 72 1370

みんなの 水道

●9月10日は下水道の日です

「下水道の日」は、昭和36年に建設省(現国土交通省)、厚生省(現在は環境省に所管変更)、日本下水道協会が、整備の遅れていた下水道の全国的な普及促進を目的として「全国下水道促進デー」として制定したのが始まりです。

その後、平成13年に旧下水道法制定100年を記念して、より親しみのある「下水道の日」という名称に変わりました。

●なぜ9月10日?

下水道の大きな役割のひとつである「雨水の排除」を念頭に、台風シーズンである220日にちなんで、9月10日と定められました。

立春から数えて220日にあたる9月10日ごろは台風が多く「にひゃくはつか」と呼ばれています。

●下水道の普及率

令和2年3月31日現在、全国の下水道普及率(福島県の東日本大震災の影響による調査不能な市町村を除く)は79.7%、北海道は91.4%、**栗山町は82.6%**となっています。

また、下水道だけでなく農業集落排水や合併浄化槽などを含めた汚水処理人口普及率(福島県の東日本大震災の影響による調査不能な市町村を除く)は全国で91.7%、北海道は95.7%、**栗山町は93.2%**です。

下水道の日をきっかけに、今一度、下水道の役割・重要性について考えてみませんか。

【問い合わせ】

町上下水道課上下水道グループ
☎ 73-7514

設置費無料 緊急通報装置 設置事業のお知らせ

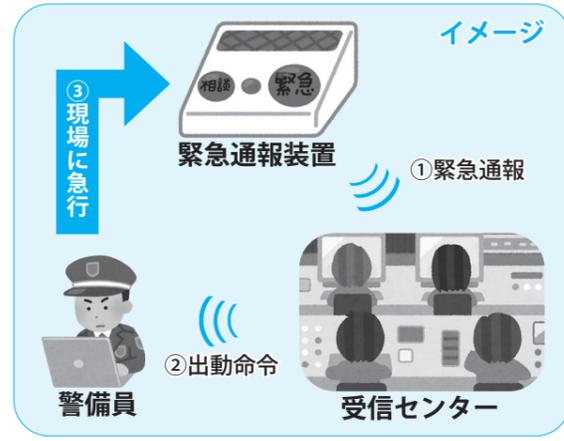
緊急時には総合警備保障株式会社ALSOX(アルソック)の警備員が24時間体制で駆けつけます。なお、緊急通報装置は固定電話機に取り付けるため、装置の電気代、通報料などの通話料は設置者の負担となります。

◆緊急時となる場合

- (1)緊急通報装置の緊急ボタンを押したとき
- (2)トイレか冷蔵庫のドアが24時間開閉されなかったとき(どちらかのドアに、開閉に反応するセンサーを設置)
- (3)火災警報、ガス警報、停電警報などが反応したとき

◆対象者

- 町内在住で①②③の要件を全て満たす方
- ①65歳以上の方
 - ②心臓疾患、高血圧などの慢性疾患、整形疾患により、日常生活上注意を要する状態にある方
 - ③世帯の状況が左記ア〜ウのいずれかに該当する方
- ア ひとり暮らしの方



イ 同居人が日常生活上、注意を要する状態にある方
ウ 同居人が定期的・継続的に、仕事などで概ね半日以上外出するため、ひとりで生活することとなる方

※左記④・⑤どちらかの要件を満たす方は、健康状態・世帯状況問わず対象となります。

④障がい者のみの世帯で、日常生活上注意を要する状態にある方
⑤90歳以上のひとり暮らしの方

【申込先・問い合わせ】
町福祉課
高齢者・介護・医療グループ
☎ 73 7507